

共済のあゆみ



蔵の郷土館 齋理屋敷「齋理の雛まつり」

齋理屋敷は、江戸後期から七代続いた豪商「齋藤屋」の屋敷跡です。歴代当主が理助を名乗ったことから「齋理」と呼ばれています。雛まつりでは、40畳の座敷に代々伝わる享保雛や古今雛、嫁いできたお嫁さんが抱いていた市松人形など、およそ80体の雛人形が飾られます。

年間を通して様々なイベントが開催されているほか、毎月無料開放日もありますので、施設に確認のうえ、ぜひお越しください。

丸森町町村合併70周年

丸森町は昭和29年12月1日、当時の丸森・金山の2町と、筆甫・大内・小齋・館矢間・大張・耕野の6村が合併し、令和6年12月1日に現在の丸森町が誕生してから70周年を迎えました。

また、節目の年に町政史上初となる公式キャラクター「ねこがみとうぐいすP」（愛称：ne.ko.ga.mi.）が誕生しました。これから、多くの人から丸森町に愛着を持ってもらうきっかけとなるキャラクターとして成長できるよう、様々な場面で登場しますので、温かい応援をよろしくお願いします。

表紙写真ご紹介

丸森町公式キャラクター



ne.ko.ga.mi.
ねこがみとうぐいすP

CONTENTS

年頭のごあいさつ
令和6年度「医療費通知書」について
令和6年12月2日以降の医療機関等の受診について
傷病手当金について
第76回宮城県市町村職員野球大会
第65回宮城県市町村職員バレーボール大会
第53回宮城県市町村職員卓球大会
特定健診・特定保健指導は受けましたか？

P 2
P 3
P 3
P 4
P 4
P 5
P 5
P 6

特定健診・特定保健指導実施状況
貸付事業のご案内
物資事業のご案内
共済貯金に加入してますか？
共済貯金からのおしらせ
退職後の医療保険制度について
任意継続組合員制度について
こころケア♡とも

P 7
P 8
P 9
P10
P11
P12
P13
P14

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください

年頭のごあいさつ

明けましておめでとうございます。

令和7年の新年を迎えるにあたり、組合員並びにご家族の皆様方に謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。

旧年中は当共済組合に対し、格別なるご支援とご協力を賜り、誠に有難うございました。

さて、年金制度に関しましては、昨年の財政検証結果を踏まえ、働き方に中立的な年金制度を目指す被用者保険のさらなる適用拡大等を盛り込んだ法案等が、次期通常国会に提出される予定です。今後の動向を的確に把握し、遺漏のない準備や適切な周知広報等に取り組んで参ります。

医療保険制度につきましては、少子高齢化、医療費増加等の課題に直面する中、昨年12月には、健康保険証の新規発行が終了し、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行したところであり、引き続き「マイナ保険証」の利用促進の取組やマイナンバーカードによるオンライン資格確認でのデータの正確性確保等が求められています。

また、令和7年度から、育児休業支援手当金・育児時短勤務手当金の創設や育児休業手当金の支給対象期間延長手続きの見直しが行われることから、これらの課題に対して情報提供やシステム改修を適切に行ってまいります。

保健事業におきましては、令和7年度以降、後期高齢者支援金の加算・減算制度の総合評価指標の見直しにより、アウトカム指標がより重視されることを踏まえ、特定健康診査等実施計画、データヘルス計画に基づき、効果的に保健事業を行うことが求められております。

本組合では、第3期データヘルス計画に基づき各市町村及び一部事務組合で「健康経営優良法人」の認定取得を目指していただき、組合員の健康を育む健康経営を推進していくことにより、各種検診の受診率向上や医療費の適正化に取り組んで参りますので、各地方公共団体のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

貯金・貸付・物資の各事業におきましても、生活支援の一助として事業内容の積極的なPRを行い、組合員の皆様のニーズにお応えできるよう取り組んで参ります。

保養所「パレス松洲」につきましては、おかげさまで、皆様から大変ご好評を得ているところで、組合員並びにご家族の皆様にご心身ともにリフレッシュしていただけるよう精一杯のおもてなしに努めて参りますので、今後ともなお一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

このような状況の中、本組合は組合員並びにご家族の皆様の生活の安定と福祉の向上のため、直面する諸問題に的確に対応するよう役職員一同、最善の努力を尽くして参る所存でございますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、各地方公共団体のご発展と今年一年が皆様にとって幸多き年となりますようご祈念申し上げます、年頭のごあいさつとさせていただきます。



宮城県市町村職員共済組合
理事長 若生 裕 俊

謹賀新年

理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	--

外職員一同

令和6年度「医療費通知書」送付します

組合員や被扶養者のみなさまが医療機関等を受診した際の医療費を記載した「医療費通知書」を、1月下旬(予定)にお勤め先の共済事務担当課を経由してお届けします。令和6年度の医療費通知書は、共済のあゆみ10月号でお知らせしたとおり「令和6年1月から10月診療分」です。再発行はできませんので、大切に保管してください。



医療費通知書(イメージ図)

※処理対象期間(診療期間は令和6年1月～10月)

(氏名) 共済 太郎

(所属所名) 宮城県市町村職員共済組合

令和6年3月～令和6年12月分

受診者氏名 医療機関名	診療 年月	日 数	診療区分 給付種別	医療費 総額	法定 給付額	公費 負担額	窓口 負担額	家族療 養費附 加金等	高額療養 費	支給額	確定申告用 自己負担額
共済 太郎	6	4	1	医科入院外	5000	3500		1500			1500
〇〇〇メディカルクリニック											
共済 太郎	6	4	1	調剤	3500	2450		1050			1050
〇〇〇調剤薬局〇〇店											
共済 花子	6	5	7	医科入院	150000	105000		45000	20000	20000	25000
〇〇〇大学病院											

(所属所) (証番号) (所属所・企業) (部課署コード)

200 200000 500 500

医療費控除の申告手続きに使用する際の注意点

税務署



- ◆令和6年11月および12月診療分は医療費通知書に反映されていません。医療機関発行の領収書等により申告してください。
- ◆医療機関等からの請求が遅れている場合や、共済組合が把握していない医療費助成等を受けている場合等で、医療費通知書に記載のない場合や窓口負担が異なる場合は、医療機関発行の領収証により申告を行ってください。なお、医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

マイナ保険証の利用でマイナポータルからも医療費の情報が確認できます

- マイナンバーカードを取得し、保険証利用登録後、マイナ保険証として医療機関等を受診している場合、アプリ「マイナポータル」にログインしていただくと、共済組合が発行する医療費通知の情報を確認することが可能です。詳細につきましては、「マイナポータル」のホームページをご覧ください。

マイナポータルアプリはこちらから(ご利用にはマイナンバーカードと4桁の暗証番号が必要です。ご準備のうえ、ご利用ください)

▼Android



▼iPhone



令和6年12月2日以降の医療機関等の受診について

現行の組合員証等は令和6年12月2日に廃止され、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行されました。医療機関等を受診する際は、次の4つの方法のいずれかで保険診療を受けることができます。今後もマイナ保険証の利用促進にご協力をお願いします。

- 1 「マイナ保険証」
- 2 「マイナ保険証」+「資格情報のお知らせ(資格情報通知書)」
※「資格情報のお知らせ」はマイナポータルの「わたしの情報」代用可能
※マイナ保険証を持っているが、医療機関等でマイナ保険証が利用できない場合となります。
- 3 「資格確認書」
【令和6年12月1日以前の加入者】…マイナ保険証を持っていない方は、令和7年12月1日までに交付予定
【令和6年12月2日以降の加入者】…マイナ保険証を持っていない方は、資格取得時に交付
- 4 現行の「組合員証等」
※経過措置として令和7年12月1日までは使用できます。ただし、令和6年12月2日以降、新規発行・再発行はできません。

◎問い合わせ先 保険課 TEL 022-263-6415

傷病手当金

～病気やケガで勤務を休み報酬が支給されないとき～

組合員が公務によらない病気やケガで引き続いて勤務することができず、報酬の全部または一部が支給されないとき、傷病手当金が支給されます。

支給期間

支給開始日から1年6ヵ月(結核性の病気は3年)

支給日額

●組合員期間が1年以上の場合

過去1年間の標準報酬月額 $\div 22 \times 2 \div 3$

●組合員期間が1年未満の場合

支給開始月以前の継続した組合員期間の標準報酬月額の平均

または

320,000円

(令和5年9月30日時点の全組合員の平均標準報酬月額)

のいずれか
低い額 $\div 22 \times 2 \div 3$

- ▶ 支給開始日は、勤務することができなくなった日から4日目以降で、支給日額が報酬日額を上回った日になります。
報酬日額＝日々の勤務に対して支給されるもの(給料月額等) $\div$ 勤務を要する日数＋月額で支給されるもの(扶養手当等) $\div 22$
- ▶ 報酬の一部が支給されるときは、支給日額から報酬日額を差し引いて支給します。
- ▶ 勤務できなかった日数分(週休日を除く)を1ヵ月単位で支給します。

このような場合は退職後も支給されます！

退職日まで継続して1年以上の組合員期間があって、退職日時点で傷病手当金が支給されているか、報酬が支給されているため傷病手当金が支給されていない場合は、退職後にその傷病により就労できなければ傷病手当金が支給されます。

◎問い合わせ先 保険課 TEL 022-263-6415

第76回宮城県市町村職員野球大会開催



優勝 大崎市チーム

第76回宮城県市町村職員野球大会が、令和6年8月31日、9月1日、14日に涌谷スタジアムにおいて開催され、出場チームによる熱戦が繰り広げられました。

決勝戦は大崎市と石巻地区広域行政事務組合の対戦となりました。試合結果は4対1で大崎市が勝利、14年ぶり2度目の優勝を果たしました。



準優勝 石巻地区広域行政事務組合チーム



＜優秀選手賞＞左から

青沼 功樹 選手(大崎市)

菅原 舜大 選手(大崎市)

榊田 竜也 選手(石巻広域)

第65回宮城県市町村職員バレーボール大会開催

第65回宮城県市町村職員バレーボール大会が、令和6年11月23日、岩沼市総合体育館において開催し、各地区の予選を勝ち抜いた代表が熱戦を繰り広げました。決勝戦は白石市チームが見事勝利し、8年ぶり、2度目の優勝を飾りました。試合結果については以下のとおりです。



優勝 白石市チーム



準優勝 石巻市チーム



＜優秀選手賞＞左から
佐藤 凜 選手(白石市)
長田 滉一 選手(白石市)
西條 利樹 選手(石巻市)

第53回宮城県市町村職員卓球大会開催

令和6年11月16日、フラップ大郷21において、第53回宮城県市町村職員卓球大会を開催し、団体戦および個人戦において、各地区の予選を勝ち抜いた代表が熱戦を繰り広げました。団体戦では、大崎市チームが大会6連覇となる快挙を成し遂げました。その他、試合結果については以下のとおりです。



優勝 大崎市チーム



準優勝 栗原市チーム

【個人戦】

○男子シングルス

優勝：菅原 拓磨 選手(大崎市)

準優勝：土田 航平 選手(栗原市)

第三位：鈴木 利宏 選手(富谷市)

：今野 翔稀 選手(石巻市)

○女子シングルス

優勝：鈴木 梨緒 選手(栗原市)

準優勝：高橋 由佳 選手(大崎市)

第三位：桑嶋 恵子 選手(名取市)

：鈴木 里桜 選手(七ヶ浜町)

○ミックスダブルス

優勝：菅原 敬 選手・大場 成美 選手(岩沼市)

準優勝：小熊 尚宏 選手・伊藤 みどり 選手(大河原町)

第三位：富樫 誠 選手・菊地 里奈 選手(山元町)

：三浦 隆佑 選手・野口 晴代 選手(富谷市)

10年後もその先も、元気な身体を維持するために 40歳以上の被扶養者のみなさまへ 特定健診・特定保健指導は受けましたか？

今年度の有効期限は
令和7年3月31日です。
早めに受けましょう！

特定健康診査

(特定健診)

お体の状況を確認するため健診は毎年受けましょう！
※特定健診は、法律で保険者に実施が義務づけられています。

■特定健診とは

生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの方を対象にメタボリックシンドローム(メタボ)に着目した健診を行います。

■メタボリックシンドローム(メタボ)とは

内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わされることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態を指し、単に腹囲が大きいだけでは、メタボリックシンドロームにはあてはまりません。

■特定健診の健診項目 メタボリックシンドロームに着目した項目

【基本的な健診の項目(必須項目)】

- ◆既往歴調査(服薬歴および喫煙歴は必須)
- ◆身体計測(身長、体重、腹囲、BMI)
- ◆肝機能検査(AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GT(γ -GTP))
- ◆血中脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)
- ◆血糖検査(空腹時血糖またはHbA1c)
- ◆尿検査(尿糖、尿蛋白)
- ◆理化学的検査(自覚症状および他覚症状)
- ◆血圧

【詳細な健診の項目(医師の判断に基づき実施する項目)】

- ◆血液学検査(貧血検査)(ヘマトクリット値、血色素、赤血球数)
- ◆心電図
- ◆眼底検査
- ◆血清クレアチニン検査(eGFR)



【パート先等お勤め先で健診を受けた方】 【個人で人間ドックを受けた方】

あらためて特定健診を受ける必要はありません。上記の健診の必須項目を満たしていれば特定健診を受診したことになりますので、以下の書類を共済組合にご提出ください。

【ご提出いただく書類】

- ①健診結果の写し(全ページ)
- ②特定健康診査受診券
- ③特定健康診査質問票(※)

※当組合から特定健康診査受診券を配布時、一緒に配布

※当組合ホームページの「申請書類一覧」からダウンロードができます。



【これから受けたい方】

■健診受診方法

健診センター、近くの医院等で
事前にご予約のうえ受診ください。
※健診機関は共済組合ホームページからご確認ください。

■健診料

「特定健康診査受診券」をお持ちの方は**上記健診項目が無料**で受けられます。

特定保健指導

「利用券」が届いた方は、ご自身およびご家族のために保健指導を受けましょう！

■特定保健指導とは

特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、**生活習慣の改善による生活習慣病予防の効果が多く期待できる方に対し**、専門スタッフ(保健師、管理栄養士など)が生活習慣を見直すサポートをします。

■利用方法

特定保健指導の対象となった方に共済組合から「特定保健指導利用券」をお送りします。届いた方は、希望の指導機関へご予約のうえ、ご利用ください。(※利用券が届く前に特定保健指導を始めている場合は、そのまま継続で大丈夫です)

■利用料 無料

特定健診・特定保健指導 実施状況

共済組合では、組合員と被扶養者の方の健康保持・増進と、短期経理の財政安定化のため、データヘルス計画を策定しています。健康状態確認のための特定健診と、将来のリスクがある方の改善のための特定保健指導の状況をご報告いたします。

1 特定健康診査の受診状況(受診率)

メタボリックシンドロームをはじめ、生活習慣病の発見に的を絞った健診で、国が設定した目標値を踏まえ、本組合データヘルス計画においても受診率の目標値を設定、国への報告を行っています。

(単位：％)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	86.0	88.0	90.0
実績値	86.9	88.9	81.2
(うち組合員)	96.3	96.5	87.1
(うち被扶養者等)	50.2	56.9	51.2

※各年実績値は、国への法定報告値(各年11月1日時点)を記載

組合員・被扶養者ともに前年度より実績値が減少しました。

主に令和4年10月からの短期組合員の加入により、令和5年度の特定健診対象者が増加したためと分析しております。

年に一度は体の状態を知るための健診の大切さや、健診の負担の少なさ等を継続して発信し、引き続き健康増進に努めます。

お願い

被扶養者の方が、パート先等で健診を受診されている場合、健診結果表のご提出のご協力をお願いいたします。特定健診受診実績に計上されます。また、その際は改めて健診を受診いただくご負担はございません。

2 特定保健指導の実施状況(実施率)

健診の結果から、このままの生活習慣では生活習慣病リスクのある方へ、生活習慣の意識づくりをするため、特定保健指導を実施しています。国が設定した目標値を踏まえ、本組合データヘルス計画においてもその実施率の目標値を設定、国への報告を行っています。

(単位：％、人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	38.0	40.0	45.0
実績値	28.1	27.0	26.9
(対象者数)	2,302	2,262	2,541
(終了者数)	648	611	684

※各年実績値は、国への法定報告値(各年11月1日時点)を記載

組合員数(特定健診対象者数)が増加している中で、特定保健指導の対象者については前年度とほぼ同割合となりました。

特定保健指導の対象者数に対し、終了者数の割合を鑑みると、生活習慣病のリスクのある方が治療や生活習慣の改善等で将来のリスクへ備えていただけるよう、引き続き保健指導の利用促進に努める必要があります。

3 健診レベル判定

令和4年度から令和5年度の特定健診のレベル判定結果の推移は下記のとおりとなりました。肥満の方は非肥満の方に比べて受診勧奨判定値該当者や服薬中の方の割合が大きくなっています。体重適正化や重症化予防が重要となりますので、引き続き保健指導等をご活用ください。

今後も継続して
健診受診しよう

生活習慣の
見直しを！

医療機関の
受診を！

必要な治療の
継続・改善を

	健診基準内	保健指導判定値該当	受診勧奨判定値該当	服薬中
肥 満	5.9 → 5.1	10.0 → 9.1	8.8 → 7.5	16.9 → 17.7
非肥満	25.4 → 25.9	15.9 → 15.3	6.6 → 6.9	10.4 → 12.5

(単位：％)

4 健診がスタート！

健診は、健康状態を確認する手段の一つです。健診を受ければ終わり、ではありません。生活習慣病は自覚症状が少ないまま進行し、やがて命にかかわる重大な病気を引き起こしますが、その多くは**予防が可能**といわれています。

組合員のみなさまにおかれましては、職場の定期検診のほか**人間ドック**や**がん検診・脳検診助成**を活用し、定期的な検診で健康の変化にお気をつけいただき、特定保健指導等の対象となられた場合には、生活習慣改善・予防のためご利用ください。



学費・家賃等々のお支払いに… 入学貸付・修学貸付をご利用ください(^O^)/

対象者

組合員およびその被扶養者
(被扶養者でない子を含む)

年利率 変動
1.26%

対象になる費用

入学金、授業料、同時に納入する諸費用、教材費(パソコン・教科書等)、制服代、修学旅行代、通学費(定期券・自転車)、修学するための下宿、寮、マンション、アパート等の賃貸費用(同時に納入する諸費用・生活必需品の購入費用等)、仕送り、その他必要な費用

対象の学校

注) 大学院：入学貸付のみ対象

高等学校、中等教育学校(後期課程に限る)、大学(大学院)、短期大学、高等専門学校、専修学校および各種学校、これらに準ずる外国の教育機関

●入学・修学貸付の対象とならない学校等の場合は、普通貸付がご利用いただけます。

入学貸付

申込書を受付後、7営業日以内に送金します(^O^)/

随時送金
します!

【貸付金額】 **1万円～200万円(1万円単位)**

【貸付限度額】 **限度額200万円** 対象者一人につき、入学ごとに、給料月額6ヵ月に相当する金額

【入学貸付限度額の計算例】 ※給料月額：給与明細の給料額

給料月額 330,000円×6ヵ月=1,980,000円→限度額 198万円

給料月額 350,000円×6ヵ月=2,100,000円→限度額 200万円

修学貸付

お申込みが2月・3月・4月の場合、1年間(4月～翌年3月)の費用を貸付けします(^O^)/

【貸付金額】 **1万円～180万円(1万円単位)**

【貸付限度額】 **対象者一人につき、一学年ごとに、限度額180万円**

通学する教育機関の修業年限(4年制の場合、4年)を限度

2月受付分は
3月14日(金)
送金です!

【2月・3月・4月お申込みの場合の貸付金額】

12万円	24万円	36万円	48万円
60万円	72万円	84万円	96万円
108万円	120万円	132万円	144万円
156万円	168万円	180万円	

【受付日と送金日】

1日～15日受付→受付月の末日
16日～月末受付→受付月の翌月15日

※休日の場合は、前営業日に送金します。

※5月～翌年1月お申込みの場合は、月が経過するごとに、貸付金額が変わります。

お申込み書類

お勤め先の共済事務担当課様を通じてお申込みください。

お手続きは
簡単!

- ①貸付申込書 ②借入状況等申告書 ③団体信用生命保険加入申込書(任意加入)
- ④給与明細書のコピー(直近のもの・給料月額確認用) ⑤合格通知書等のコピー(入学貸付の場合)
- ⑥在学証明書(修学貸付の場合) ※入学時のみ、在学証明書に代えて合格通知書等のコピー可
- ⑦入学・修学に必要な費用がわかる書類 ⑧戸籍抄本または住民票(対象者が被扶養者でない子の場合)

◆①②③の書類は共済事務担当課にあります。

◆他の金融機関等からの借入れがある場合、借入状況と償還額がわかる書類(償還表等のコピー)が必要となります。

◆他の金融機関等の返済額を含めた毎月の返済額および年間の返済額が、給料月額および年収額の30%を超える場合はお申込みできません。

申込対象者ごとに利用可能な貸付内容・限度額例

申込対象者ごと	高校1年	高校2年	高校3年	大学1年	大学2年	大学3年	大学4年	大学院
入学貸付	限度額 200万円	—	—	限度額 200万円	—	—	—	限度額 200万円
修学貸付	限度額 180万円	限度額 180万円	限度額 180万円	限度額 180万円	限度額 180万円	限度額 180万円	限度額 180万円	対象外

◆任期の定めのある組合員様(短時間勤務職員等)については、任用期間内に償還を終了していただくことになります。そのため、貸付金限度額等については、この限りではありませんのでご注意ください。

◎問い合わせ先 福祉課 TEL 022-263-6413

ご自宅のリフォーム(屋根・住宅の外壁修理等々)に 住宅貸付をご利用ください(^O^)/

■リビング、キッチン、浴室、トイレ、外壁、屋根などのリフォーム、サンルーム、太陽光発電装置、エコキュートの設置工事などの場合

貸付金額	200万円
【毎月償還のみ】	償還回数 300回
毎月の償還額	7,775円
【ボーナス併用償還】	償還回数 180回
毎月の償還額	8,135円
ボーナスの償還額	24,405円

貸付金額	300万円
【毎月償還のみ】	償還回数 300回
毎月の償還額	11,663円
【ボーナス併用償還】	償還回数 180回
毎月の償還額	12,202円
ボーナスの償還額	36,606円

●お申込み書類

- ①貸付申込書 ②借入状況等申告書 ③工事内容書
④契約書のコピー ⑤見積書 ⑥平面図・立面図 ⑦住民票 ⑧団体信用生命保険加入申込書(任意)

●貸付後にご提出いただく書類

- ①借用証書、印鑑証明書
②完了報告書、工事該当部分の工事前後の写真

■住宅の新築、増・改築(10㎡以上)の場合

貸付金額	1,000万円
【毎月償還のみ】	償還回数 360回
毎月の償還額	33,372円
【ボーナス併用償還】	償還回数 216回
毎月の償還額	34,519円
ボーナスの償還額	103,557円

新築にも!

貸付金額	1,800万円
【毎月償還のみ】	償還回数 360回
毎月の償還額	60,070円
【ボーナス併用償還】	償還回数 216回
毎月の償還額	62,133円
ボーナスの償還額	186,399円

敷地購入にも!

●お申込み書類

- ①貸付申込書 ②借入状況等申告書
③建築確認済コピー(確認申請書第1面から第5面までのコピー)
④契約書のコピー ⑤見積書 ⑥平面図・立面図 ⑦住民票 ⑧団体信用生命保険加入申込書(任意)

●貸付後にご提出いただく書類

- ①借用証書、印鑑証明書
②完了報告書、登記事項証明書、住民票

※貸付申込書、借入状況等申告書、工事内容書、団体信用生命保険加入申込書、完了報告書は共済事務担当課にあります。
※他の金融機関等からの借入れがある場合、借入状況と返済額がわかる書類が必要になります。
※その他、必要に応じて、関係書類をご提出いただく場合があります。

詳しくは、共済組合ホームページ「福祉事業のご案内」をご覧ください。



物 資 事 業 の お 知 ら せ



	自動車物資	一般物資
取扱品目	普通自動車、軽自動車	住宅機器、自動車用品、自動二輪車、自転車、墓石、楽器、カメラ、寝具、貴金属など
手数料	年利 2.0%	なし
限度額	最高300万円	最高80万円
償還方法	給与天引きによる月払い、ボーナス併用など	

ご利用の流れ

自動車物資・一般物資 各指定店を確認し販売店を決める

商談を始める時に必ず共済組合物資事業を利用することを伝える

勤務先の共済事業担当課から物資購入票を受け取り所属所長の承認を受けて販売店へ渡す

給与などの天引きで償還する



自動車指定店一覧



一般物資指定店一覧

◎問い合わせ先 福祉課 TEL 022-263-6413

年利
1.0%

共済貯金 に参加していますか？

共済貯金とは？

共済貯金は、共済組合員の方だけが加入できる貯金で、組合員のみなさまからお預かりした資金を共済組合が一括して安全かつ効率的に運用し、その運用益を市中金利よりも有利な**年利 1.0%**の高い利率で還元しており、市町村の職員の方には、ぜひ、ご加入いただきたい貯金となっております。

運用については、安全性を最優先し、債券での運用をしております。債券運用は、満期まで定期的に利子が受け取れ、満期償還時に購入時の元本が全額戻ってくるもので、株式での運用より会社の業績や経済情勢等による影響を受けにくい運用方法です。運用している債券も、国債、地方債、電力債、政府保証債、A 格または A 格相当以上の格付けの事業債で、すべて国内の債券となっております。



ライフスタイルに合わせて運用できる、共済貯金のメリット

その1：気軽に、計画的に資産形成ができる！

自分で決めた金額を給与、賞与からの天引きで積立できます。

その2：お金に余裕ができたときだけ積み立てることも可能！

毎月の給与や賞与から天引きするのはちょっと……という方にはいつでも積立できる**臨時積立**がおすすめです！！

また、**臨時積立だけでも共済貯金に加入できます。**

その3：急な出費に備えることができる！

共済貯金では毎月3回の払戻日を設けております。

(払戻日については本誌 P11 をご覧ください。)

NISAなどの資金運用をしている方も、安心安全な共済貯金の加入も併せてご検討してみてもいかがでしょうか。

新規加入までのお手続きも簡単！

「貯金加入申込書」※
を記入



お勤め先の共済事務
担当課に提出



共済事務担当課が共済
組合へ提出

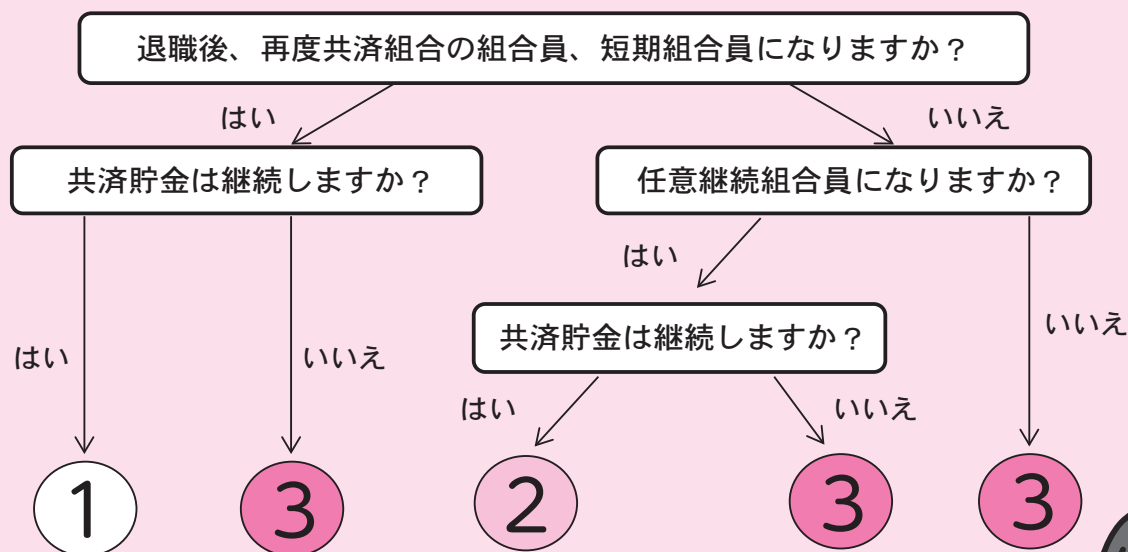
※共済事務担当課、もしくは共済組合の HP から入手することができます

貯金事業ホームページ：<https://www.kyosai-miyagi.or.jp/fukushi/chokin.html>



◎問い合わせ先 総務課 TEL 022-263-6414

共済貯金に加入中のご退職されるみなさまは加入資格を喪失しますので解約の手続きが必要となります。以下、該当する手続きを行ってください。



- ①の方…在職中と同様に積立も払い戻しも行うことができます。
お勤め先の共済事務担当課に継続する旨をお申し出ください。
- ②の方…任意継続組合員の期間中は継続加入できます。
お勤め先の共済担当課に継続する旨をお申し出ください。
なお、払い戻しをすることはできますが新たに積み立てをすることはできません。
- ③の方…共済貯金解約手続きが必要となります。お勤め先の共済事務担当課を通じて「貯金払戻請求書」をご提出ください。



よくある質問

- Q** 任意継続組合員になる予定ですが、いつまで積立を行うことができますか？
A 退職する当日まで積立を行うことができます。退職日の翌日（任意継続組合員になった日）からは積立を行うことができませんのでご注意ください。
- Q** 解約の払い戻し請求書はいつまでに提出すればよいですか？
A お勤め先の共済事務担当課を通して、退職日の属する月の第3回の払い戻し締切日までに共済組合に届くよう提出してください。
- Q** 任意継続組合員になる予定ですが、共済貯金の残高に利息は付きますか？
A これまでと同様に貯金に利息は付されます。

共済貯金締切日および払戻日のお知らせ

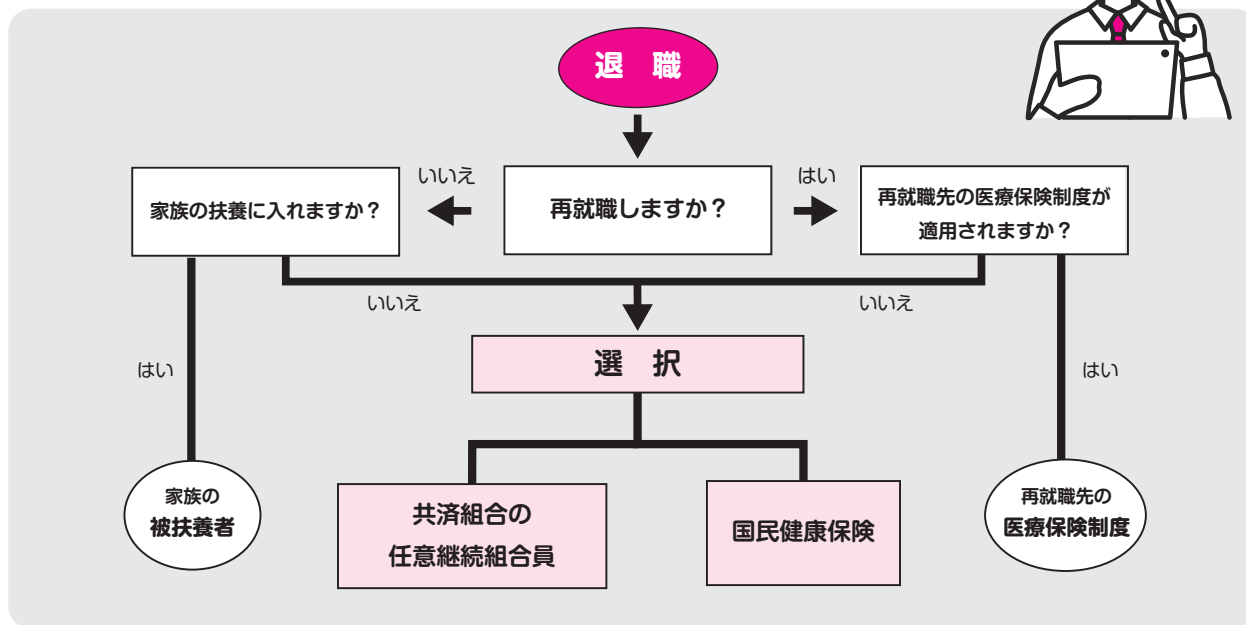
	第1回		第2回		第3回	
	締切日	払戻日	締切日	払戻日	締切日	払戻日
令和7年2月	2/3(月)	2/10(月)	2/10(月)	2/20(木)	2/20(木)	2/28(金)
3月	3/3(月)	3/10(月)	3/10(月)	3/19(水)	3/19(水)	3/28(金)
4月(予定)	4/2(水)	4/10(木)	4/10(木)	4/18(金)	4/18(金)	4/30(水)

退職後の医療保険制度について

組合員のみなさまが退職すると、組合員資格は退職日の翌日に喪失することとなります。

そのため、退職日の翌日から下記チャートに沿ったいずれかの医療保険制度に加入することとなります。

※退職後、再任用職員となる方は、引き続き組合員の資格がありますので、医療保険制度の切り替え手続きは不要です！



任継？

国保？

選択のポイント



どんな違いがあるの？

〈参考：令和6年度〉

	任意継続組合員 (任継)	国民健康保険 (国保)
保険料 (掛金)	退職時の標準報酬月額または全組合員の標準報酬月額の平均額を標準報酬等級表に当てはめた額 ※詳細は次のページ	各市町村により異なります。 (被保険者の所得割、均等割、平等割などの合算額)
附加給付	・一部負担金払戻金 ・家族療養費附加金等 (共済組合独自の給付)	
福祉事業	・特定健康診査 ・メンタルヘルス電話相談等の利用	「国保人間ドック」など市町村によって助成がある場合があります。
手続き	退職日から20日以内に、退職した所属所を通して申請	退職日から14日以内に、居住地の市区町村に申請
加入可能期間	退職日の翌日から最大2年間	期限なし

任継 → 国保

途中変更
可能です！

1年目(退職時)は国民健康保険保険料より任意継続組合員掛金が少ない場合でも、**2年目(退職の翌年4月時点)は任継掛金より国保保険料の方が少なくなる場合があります！**

そのため、**1年目は任継、2年目からは国保に切替えることも可能**ですので、保険料を試算のうえご検討ください!!

任意継続組合員制度について

任意継続組合員とは

退職日の前日までに引き続き1年以上組合員であった者が、退職後も引き続き短期給付と福祉事業の一部の適用を**最大2年間**受けることができる制度です。

手続きの流れ

退職日から20日以内に「任継資格取得申出書」を退職した所属所を通じて共済組合に提出してください。

任意継続組合員の掛金

任継掛金 短期掛金(月額)＝掛金の標準となる額×令和7年度掛金率(未定※1)
介護掛金(月額)＝掛金の標準となる額×令和7年度掛金率(未定※1)
(40歳以上65歳未満の方)

掛金の標準となる額…次のうちいずれか少ない金額

- ①退職時の標準報酬月額(退職月の掛金の標準となった標準報酬月額)
- ②毎年9月30日時点の全組合員の標準報酬月額の平均額を標準報酬等級表に当てはめた額(令和6年度は320,000円)

※1 決定しだい随時お知らせします!!

<参考(令和6年度)>

短期掛金率 96.80/1000
介護掛金率 16.88/1000

受けられる短期給付

- 療養の給付
- 入院時食事(生活)療養費
- 療養費
- 訪問看護療養費
- 高額療養費
- 出産費
- 埋葬料
- 弔慰金
- 災害見舞金等

利用できる福祉事業

- 特定健康診査
- 委託保養所利用助成
- パレス松洲利用助成
- メンタルヘルス電話相談
- 他組合宿泊施設利用助成
- 共済貯金(P14参照)

払込み方法

①月払い ②半年払い ③年払い のいずれかが選択できます。

※半年払い・年払いの場合は前納による**割引制度**があり、途中で任継をやめる場合は、**未経過期間分の掛金はお返しします。**



掛金の払込みは、
月払いよりも
**半年払い・年払い
がお得**

●令和6年度の掛金上限の場合

任継掛金の算定の標準となる額：320,000円(標準報酬月額)

★月払い(1ヵ月分×12回納付) 371,712円

★年払い(4月分から翌年3月分まで一括納付) 365,113円

月払いと年払いの差額 6,599円

任意継続



Q 現職時に認定されていた被扶養者はどうなるの？

A 組合員が任意継続組合員資格を取得する際に、**認定要件を満たしている方は引き続き被扶養者としての資格が継続されます。**

Q 任意継続組合員になっている間に、国民健康保険に入る場合や家族の扶養に入ることになる場合はどうするの？

A 資格喪失申出書を共済組合に送付してください。共済組合が申告書を受理した翌月1日付けの資格喪失証明書を発行しますので、翌月1日からは国民健康保険やご家族の扶養に加入してください。

こころケア♡とも

つむぐ健康、つながる未来。

ご自身のお悩みはもちろん 職場のお仲間やお友達のこともご相談いただけます
利用者名や相談内容等は守秘事項として厳正に管理され 職場に知られることはありません
ひとりで悩まないで 疲れてしまう前にどうぞお気軽にご利用ください



事業案内

※ ※ **カウンセラー** ※ ※

公認心理師・臨床心理士・精神保健福祉士 吉田 香里(オフィスろごす代表)

	カウンセリング相談	コンサルティング相談
利用者	組合員本人、上司や部下、同僚など	所属所の人事管理部門の担当者や 復職支援する担当課や担当者など
内容	メンタルヘルスやハラスメント等 に関する個別相談	不調者の病気休業の相談や休業中の対応方法、 職場復帰支援や配置換えなどに関する人事管理 などの組織運営全般の相談

- 場 所** 共済組合事務局会議室
(対面式)
- 利用日** 毎週月曜日
午後1時～5時
- 時 間** 1回の相談につき1時間
(4回/日)
- 料 金** 無 料
- ホームページ** <https://www.kyosai-miyagi.or.jp/>

ご予約の手順

二次元コードから空き状況を確認
(共済組合ホームページ「お知らせ」ページ)

組合員証(保険証)を
お手元にご用意

お電話にてご予約
(福祉課 **022-263-6413**)



空き状況

働く人のこころの健康に関する
さまざまな情報を提供しています

相談窓口案内 セルフチェック

eラーニング 事例紹介

Q&A 動画

ストレスチェック制度

こころの耳の相談窓口



電話相談



SNS相談



メール相談



※相談の受付には利用規約への同意が必要です。
あらかじめ利用規約をご確認ください。

こころの耳 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト

厚生労働省

あなたのこころとからだは
SOSを出していませんか?

あなたのつらさを軽くするためのヒントや
相談窓口があります



事業者の方へ

職場のメンタルヘルス対策に
役立つ情報もあります

こころの耳

検索

<https://kokoro.mhlw.go.jp>



年金者連盟加入のご案内

宮城県市町村職員年金者連盟は、県内の市町村等（仙台市を除く）を退職された方の生活の安定と福祉を向上し、会員相互の親睦を図ることを目的とした団体です。
年金者連盟の加入を検討いただきますようご案内申し上げます。

年会費

年金受給者
共済組合の年金 × 2.5 / 1000
年金受給前
600円（令和7年4月～無料）

年金制度の改善
陳情要望活動

パレス松洲
宿泊利用助成
医薬品あっせん
人間ドック受診割引

パークゴルフ大会
グラウンドゴルフ大会
森林セラピー

ライフプラン
セミナー
相続講座
健康講座

◎問い合わせ先 宮城県市町村職員年金者連盟 TEL 022-262-3308

有限会社 みやぎ共済が取り扱っております団体保険のうち、所得補償保険については令和7年6月に、傷害総合保険、新・団体医療保険および親子のちからについては、令和7年7月に、保険の更新の時期となります。
これらの保険は、宮城県市町村職員共済組合の組合員を対象にしたもので、団体割引により保険料が割安となっている保険です。現在ご加入いただいている方は引き続き加入くださるようお願いいたします。
現在ご加入されていない方についても、この機会に加入をご検討いただきますようご案内申し上げます。

団体保険の募集を開始します！

団体保険

- ◎傷害総合保険（事故によるけが等を補償。個人賠償責任補償特約、天災危険補償特約付）
個人コースには携行品損害付、またゴルフ特約や弁護士費用補償特約（弁護のちから）を選択可能
- ◎所得補償保険（病気やけがで就業できない場合365日補償）
- ◎新・団体医療保険（病気による入院・手術・退院後通院、三大疾病診断金、先進医療等費用を補償）
（医療保険基本特約・疾病保険特約等セット団体総合保険）
- ◎団体総合保険「親子のちから」（組合員等の両親（対象者）が所定の要介護状態となった場合に、被保険者が負担した親の介護サービス利用費用を補償）

○募集期間 令和7年2月7日（金）～3月14日（金）

- 保険期間 所得補償保険：令和7年6月1日午後4時～1年間
傷害総合保険、新・団体医療保険および親子のちから：令和7年7月1日午後4時～1年間
- ・加入資格：宮城県市町村職員共済組合の組合員
- ・加入対象者：組合員、組合員の配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族
（親子のちからの加入対象者は、組合員の両親、配偶者の両親）

* 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定いたします。次年度以降は割引率が変わることがあります。

そのほかにも、各種保険を取り扱っております。

* 上記は概要を説明したものです。詳しい内容については、みやぎ共済または損害保険ジャパンまでお問い合わせください。



お問い合わせは下記代理店まで

宮城県市町村職員共済組合保険事務取扱店

有限会社 みやぎ共済

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目10番25号
TEL 022-223-0740 FAX 022-215-0785
（受付時間：平日午前9時から午後5時まで）
土日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。

引受保険会社名

損害保険ジャパン株式会社

仙台支店法人第一支社

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡3-7-35
TEL 050-3788-3655 FAX 022-298-2271
（受付時間：平日午前9時から午後5時まで）
土日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。

承認番号 SJ24-09943 作成日2024年11月11日

 松島で、冬ならではの楽しみを。



宮城県市町村職員共済組合保養所

パレス松洲

〒981-0215 宮城県松島町高城字浜38

Tel. 022-354-2106 Fax. 022-354-4020

<https://www.palace-matsushima.jp>



宮城 共済のあゆみ

●発行所 宮城県市町村職員共済組合・〒980-8422仙台市青葉区上杉一丁目2-3 (自治会館内)
●編集発行人 丸山 泰弘・電話022 (723) 2525